

平和に対する権利国連宣言草案に対する意見書

2014年（平成26年）1月17日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

現在国連人権理事会で審議されている平和に対する権利国連宣言草案について、当連合会は、審議の基礎となっている人権理事会諮問委員会案に賛同する立場から、以下の意見を述べる。

- 1 平和を国際社会の理念や目標として捉えるだけでなく、個人の権利として捉えなければならない。
- 2 平和に対する権利宣言は、国連人権理事会で確定され、国連総会において採択されるべきである。
- 3 平和に対する権利宣言草案においては、他の既存の国際人権条約に含まれてこなかった平和的生存に関する具体的な人権を含めるべきである。

意見の理由

- 1 平和は理念や目標として捉えるだけでなく、個人が平和を要求できる権利として構成すべきこと

国際平和に関しては、国連の他の機関による対処や政府間協議に委ねればよく、権利として構成する必要がないという意見がある。

しかし、各国政府は国益や外交関係を優先させる傾向にあり、国連の他の機関による対処や政府間協議だけに国際平和の対処を任せると、諸個人の利益が軽視されるおそれがある。

日本国憲法は、「日本国民は、（中略）政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」として、政府の行為によつて戦争になった第二次世界大戦の教訓を踏まえて、憲法前文で全世界の国民の権利として平和のうちに生きる権利を宣言した。これは戦争の惨禍を繰り返さないためには、恐怖と欠乏から免れ、個人が平和のうちに生きる権利を確立することこそが重要であると表明したことにはほかならない。

これは戦争の被害者になりうる個人に平和のうちに生きる権利を確立することが、戦争の抑止につながるという考えである。

全世界の国民が平和のうちに生きる権利を持つと宣言した憲法前文は、国際平和

を達成する上で、平和を権利とすることが国際的にも求められていることを示している。

2 平和に対する権利国連宣言の採択について

平和に対する権利については、1978年の「平和のうちに生きる社会の準備宣言」国連総会決議¹、1984年の「平和に対する人民の権利」国連総会決議²や、2008年以来の国連人権理事会における平和に対する権利促進決議³など、国連の場において確認されてきた。

平和の問題は、もっぱら国連安全保障理事会で取り扱われるべきとの意見もある。しかし、平和の破壊によって影響を最も受けるのは、何よりもまず個人であるところ、安全保障理事会は諸国家間における平和の維持や実現を協議・決定する機関であって、個人の立場や利益が直接に反映される場ではない。また、平和に対する権利を個人の権利として保障することは、平和を求める個人の意思が民主的な過程を通じて平和を実現することを可能にするという重要な意義を有する。

したがって、平和に対する権利宣言は、国連人権理事会で確定され、国連総会で採択されるべきである。

3 平和に対する権利宣言草案においては、他の既存の国際人権条約に含まれてこなかった、平和的生存に関する具体的な人権を含めるべきこと

人間が戦争その他の恐怖にさらされることなく、平和のうちに生きる権利を持つことは、国際人権法においても長らく基本的な自由の一つとして承認されてきた。国連の成立に先立って、アメリカのフランクリン・ルーズベルト大統領の「4つの自由」と題した議会演説（1941年）の中では、「恐怖からの自由」が人間の主要な自由の一つとして提起された。そして、1948年に国連総会が採択した世界人権宣言は、その前文でなによりも、「言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言された」と謳っていた。同じ時期に日本が制定した日本国憲法が、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」（前文）と定めたことも、同じ流れの中に存在した。

他方で、世界人権宣言を具体化するものとして進められた国際人権規約をはじめ

¹ “Declaration on the Preparation of Societies for Life in Peace” (A/RES/33/73)

² “Right of peoples to peace” (A/RES/39/11)

³ “Promotion on the right of peoples to peace” (A/HRC/RES/8/9, A/HRC/RES/11/4, A/HRC/RES/14/3, A/HRC/RES/17/16, A/HRC/RES/20/15, A/HRC/RES/23/16)

とする人権条約においては、「恐怖からの自由」が具体化されてこなかった。人間が恐怖から自由であるためには、国家が戦争を行わないことを求める権利、国家が始めた戦争に巻き込まれない権利、紛争の予防や終結のために国家が行動することを求める権利、そして戦争によって受けた被害の救済を受ける権利など、少なからぬ人権が実現されなければならない。しかしそれらの平和的生存に関する独自の価値を持つ権利は、国際人権法の中では、これまで具体化されてこなかった。

そこで、「恐怖からの自由」の実現のために、「平和のうちに生きる権利」や、そこから派生する具体的な人権が、宣言草案として起草され、承認されるべきである。そのことは、これまでの国際社会における実践や、各国内での実践により、支えられてきている。

国際社会における実践としては、次のようなものを挙げることができる。1969年の赤十字国際会議では、持続する平和を享受する権利を人権として宣言するイスタンブール宣言が採択された⁴。1976年の国連人権委員会（当時）決議は、「何人も国際の平和と安全保障のうちに生存する権利を有する」として平和のうちに生きる権利を明言し⁵、その後の1978年⁶及び1982年⁷の国連総会の決議も平和のうちに生きる権利を承認してきた。

各国内の実践としては、例えば、日本における「平和のうちに生存する権利」を具体的な権利として承認する裁判例が存在する。

自衛隊の基地周辺の住民が自衛隊基地は住民の平和のうちに生存する権利を侵害していると主張した長沼訴訟において、1973年の札幌地方裁判所判決⁸は、平和のうちに生存する権利が憲法上の権利であると認めた。

自衛隊のイラク派遣の違憲性が問われた訴訟において、2008年の名古屋高等裁判所判決⁹は、平和のうちに生存する権利の侵害を認定しなかったものの、平和のうちに生存する権利の内容について積極的な判断を行った。すなわち、「平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立しないことからして、すべての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利である」とした。そして、戦争に巻き込まれない権利だけでなく、戦争行

⁴ 21st International Conference of the Red Cross and Red Crescent, Resolution 19: Istanbul Declaration, Istanbul, 1969, at 104 International Review of the Red Cross, pp. 620-621.

⁵ UN Commission on Human Rights, Resolution 5 (XXXII), 27 February 1976.

⁶ 前掲 A/RES/33/73

⁷ “Human Rights and Scientific and Technological Developments,” UN Doc A/RES/37/189 A, 18 December 1982, para. 6.

⁸ 1973年9月7日札幌地方裁判所判決。控訴審では、法的権利性は否定された。

⁹ 2008年4月17日名古屋高等裁判所判決。上訴がなく、確定判決である。

為に加担しない権利も平和的生存権の内容であるとした。

また、同じく自衛隊のイラク派遣が問題となった2009年の岡山地方裁判所判決¹⁰は、平和的生存権の内容として、徴兵拒絶権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒絶権などがあると示した。

このように、日本の裁判における実践例では、平和のうちに生存する権利が裁判規範として機能しているものもある。

これらの日本の裁判例で認められた平和のうちに生存する権利及びそこから派生する具体的権利は、すでに国際人権法で承認されている人権に対し、独自の価値を付加することが可能な権利として承認されるべきである。平和に対する権利宣言草案においては、こうした他の既存の国際人権条約に含まれてこなかった平和的生存に関する具体的な人権が含まれるべきである。

以上

¹⁰ 2009年2月24日岡山地方裁判所判決。控訴せず、確定判決である。